



12月21日 東地申第29号

『品川営業統括センター「変革2027の実現」に向け、駅の安全作業を担保し、「ヒト起点の価値・サービスの創造」から、よりお客さまからの信頼と豊かさの実現に向けた緊急申し入れ』団体交渉を行う！（その1）

<交渉のポイント>

- 時計撤去の理由はコスト削減であり、執務室内は電波時計で問題ない。今後は乗務員職場でも進めていく。
- 改札やホーム上の時計は一部残す。著しいサービス低下にはならない。
- 今後、備品の時計が原因で発生した事象について、社員の責任は問わない。
- 階段閉鎖に伴う流動の変化については、警備員を配置していくが、意見があれば対策は講じていく。

1. 年末年始輸送が始まるタイミングで「スリム化と称した品川駅構内の時計撤去」を実施する具体的根拠を「ヒトを起点とした価値・サービスの創造」「変革2027実現」に向けた基本方針等に合わせて示すこと。また、品川駅の特情を踏まえホーム上では最低1台、その他の場所では必要最小限の数で時計を残すこと。

回答：社会構造の大きな変化・多様化等を踏まえ、鉄道をサステナブルなものとするために設備のスリム化を実施するものである。電気時計の一部撤去については現地調査等を踏まえ、準備が整ったことから実施するものである。なお、必要な時計は継続して設置する考えであり、引き続き必要なスリム化は行っていく考えである。

なぜ、電気時計を撤去するのか。 **組合**

会社 メンテナンスコストの削減。電気時計のメンテナンスを年に1回行くと1台約20万円必要。JR マークの時計は全て無くす。2021年度本電第376号通達に則り、今後は乗務員職場でも老朽化のタイミングで行っていく考えである。

電気時計を撤去する箇所を明らかにすること。 **組合**

会社 社員のみが見えるような執務室の電気時計は全て撤去する。

時計を残す基準は。 **組合**

会社 発車標があるところに、改札では1つ、ホームでは1つを基準に2つまでとする。待合室も、発車標があるところは1つとする。

お客さまから現在時刻の問い合わせもある。お客さまにサービスを提供するためのものだ。 **組合**

会社 サービスを提供するものという認識はあるが、スリム化をしていく。世の中の流れや変化もある。時計があり、見る人は一定数いると思うが、スマートフォンもあり、著しくサービスが低下することはない。



12月21日 東地申第29号

『品川営業統括センター「変革2027の実現」に向け、駅の安全作業を担保し、「ヒト起点の価値・サービスの創造」から、よりお客さまからの信頼と豊かさの実現に向けた緊急申し入れ』団体交渉を行う！（その2）

<1項続き>

スリム化は否定していないが、時計はお客さまや社員に対して重要な役割がある。組合

会社 時計の役割が大きいことは認識している。

時計のスリム化について、考え方や説明がわからない。組合

会社 社員への周知については、プロセスに課題があった。品川駅には、6月に話をしている。

執務室内の時計についての考えは。組合

会社 電波時計で問題ないという認識だ。電波が入らないのであれば、Bluetooth を活用。

品川駅では事務室に電波時計の電波が入らない。副駅長も認識している。正確なモノにならないのであれば、事務室の時計は残すべきだ。組合

会社 電波時計などで確かめてみて、それでもダメであれば残すことを検討するしかない。

そもそも試験もせずを外すことありきは問題だ。ダメだった場合はどうするのか。組合

会社 その場合は Bluetooth で、iPad から送信する時計もある。

組合

電気時計から変更した後、備品の時計がずれていた場合に、それで事象につながった場合は個人の責任となるのか。

会社 その場合は、個人の責任とはならない。

2. 品川駅改良工事に伴う1月31日から始まる第6・7ホームA階段の仮囲い・エスカレーターの廃止、閉鎖までのスケジュールと、これに伴う想定される事象、この対応方法について具体的に示すこと。

回答:社員周知は行っているところであり、お客さまの流動に鑑み必要な周知・案内は実施していく考えである。

スケジュールと対策を明らかにすること。組合

会社

2023年1月30日㊦で第6ホーム A 階段の海側半分が使えなくなり、7月から完全撤去となる。第7ホーム A 階段のエスカレーターは使用出来なくなる。構内放送や警備員の配置を行う。警備員は1週間から10日間、管理者も巡回。

駅報に書かれていたことと異なる。組合 会社 情報に食い違いがあった。

人の流れも変わる。安全や案内の問題もある。組合

会社 警備員を配置する。警備員や管理者から意見があれば対策を講じる。

3. この申し入れに伴う団体交渉は、十分な議論時間を確保し2022年12月21日までに開催すること。

回答:具体的な提起があれば「労使間の取扱いに関する協約(令和3年10月1日締結)」に則り取り扱うこととなる。

社員とお客さまの声に耳を傾けない施策の一方実施は認められない!!